



入監委第165号
令和6年3月26日

略 様

入間市監査委員 比留間 嘉 章

同 横 田 淳 一

入間市職員措置請求書について（通知）

令和6年2月13日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による措置の請求について、請求内容を監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の内容

本件措置請求の内容は、次のとおりであった。

1 請求の要旨（枠内は原文のまま掲載）

入間市職員措置請求書

（請求の対象とする執行機関・職員）に関する措置請求の要旨

請求の要旨

1, だれが

入間市長杉島理一郎、および平塚課長への措置要求である。

2, いつ、どのような財務会計上の行為

令和6年3月に西武14号橋架け替え工事の81,208,600円の支出がなされようとしている。

3, その行為はどのような理由で、違法又は不当であるか

西武14号橋架け替え工事は老朽化した西武14号橋をボックスに作り直す工事で、ボックス工事が主である。西武14号橋架け替え工事と西武14号橋架け替え工事（その2）に分かれ、前工事は鋼矢板圧入まで、後工事は掘削、ボックス築造で、前工事が当該事案で令和4年度西武14号橋詳細設計修正業務委託に基づき工事発注され、竣工は3月で現在工事中である。当方が、令和6年1月15日提出した、誤った工事を指摘した市政へのアイデアの回答を令和6年1月30日の道路整備会議室で受けた。建設コンサルタントからの説明資料では、誤りは無いとの回答であった。しかし後日、令和4年度西武14号橋詳細設計修正業務委託の設計の誤りが説明資料の照査から判明した、それに基づき工事発注した西武14号橋架け替え工事は「誤った工事」であり、支出は不当である。

以下に理由の概要を述べる

本来、仕様書の定めに基づき技術基準を正しく理解し設計した場合は、正しい支持層の計画位置での、必要な機能を確保した「標準断面」での「正しい工事」となる。しかし、令和4年度西武14号橋詳細設計修正業務委託は、技術基準を誤って理解したため、本来、支持層とすべき正しい位置よりも1.25m深い位置に計画したため過大で不経済な「誤った工事」となった。

概要

正しい工事（標準断面）

全体工事費約3000万円 ボックス高さ 2.25m バックホウによるオープン掘削工 全体工期が4ヶ月 掘削深さ4.75m

誤った工事（誤った断面）現在工事中の西武14号橋架け替え工事

その2を除く約4700万円 ボックス高さ 3.50m サイレントパイラー、大型クレーンによる鋼矢板締切掘削工 その2を除く前工事の工期6ヶ月（参考全体工期13ヶ月） 掘削深さ6m

技術基準を誤って適用したために1.25m深い設置位置となった。

4、その行為によりどのような損害が市に生じているのか。

誤った設計に基づく、西武14号橋架け替え工事は、過大な工事なため不経済で損害は明らかです。

なお、当方が仮に試算した損害は、正しい設計による工事費がボックス延長10m＋附帯工で約30,000,000円として、当該工事は全体工事の前期であるので半分の約15,000,000円とし、合併の舗装費を34,000,000円とすると、 $81,208,600 - 15,000,000 - 34,000,000 =$ 約32,000,000円の損害です。

5、求める措置

入間市長杉島理一郎、および平塚課長においては、誤った設計による過大で不経済な工事であるという認識が無く、誤った工事の完成を目指している。そのため、市長に対し、上記の令和4年度西武14号橋詳細設計修正業務委託を受注し納品した建設コンサルタントに対し損害相当額の損害賠償請求を早急に提訴すること、それをしない、出来ない場合は、入間市長杉島理一郎、および平塚課長に損害賠償と処分を求める。

令和6年2月13日

2 事実を証する書面（写し）

1 当該事案に係る仕様書の定め等（抜粋であり原本で確認ください）

2-1 概要

2-2 施工順序比較図

- 2-3 フォトモンタージュ施工比較
- 3 誤った工事のプロセス
- 4-1 誤った工事の証明
- 4-2 技術基準からの誤った支持層の証明
- 5-1 正しい工事の証明
- 5-2 技術基準からの正しい支持層の証明
- 5-3 地質図面
- 6 1.25mの証明補足
- 7 オープン掘削勾配の技術基準
- Z 事実証明の公文書開示による文書の写し（契約書、一般図、仮設図等）

参考資料

- S-1 全体工事（当該工事とその2工事）の問題点
- S-2 不適合
- S-3 正しい工事の概算工事費
- S-4 フォトモンタージュ全体工事施工比較
 - S-4-1 補助金の県庁面談、提出資料の回答文書
 - S-4-2 県庁提出資料からの抜粋（誤った工事の概要）
 - S-4-3 県庁提出資料からの抜粋（補助金工事が存在しない理由）
- S-5 東京都監査事例（当該事案と同様事案で、土質の技術基準のミス）
- S-6 建設コンサルタントの予想される反論

3 請求人

住所 略
氏名 略

第2 請求の受理

本件措置請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査対象部局

都市整備部 道路整備課

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第7項の規定に基づき、令和6年3月8日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

1 証拠の提出

証拠の追加提出はなかった。

陳述用参考資料の提出があった。

撤去費の賠償請求の妥当性

正しい断面の止水壁の設計

誤った断面の支持層の不整合について

西武14号橋架け替え工事の設計プロセスと問題の全体像

2 陳述（要約）

本件措置請求は、関連する6件の発注業務の内の西武14号橋架け替え工事1件に関する、建設コンサルタントに対する賠償請求であることである。

西武14号橋架け替え工事が誤った工事である理由について説明する。建設コンサルタントは5-3地質図面から地質を把握する。誤った設計では、Z-11「解図3-3ボックスカルバート基礎地盤対策選定フローの例」を使用し支持層から砂礫層を排除している。これは例であり使用してよいとは書いてない。Z-12「解表4-7支持地盤の種類と許容支持力度（常時値）」は使用してよいと書いてあるので、この表を使用して支持層を決めればよいのである。Z-9より必要支持力度は119kN/m²なので礫層も砂質地盤も許容鉛直支持力度は満たしていることから、より浅い砂礫層で設計することが正しい設計になる。仮に建設コンサルタントの設計が正しいとしても、過大で不経済な工事であることは明白である。

以上により、市長及び課長には誤った設計による過大で不経済な工事であることから、建設コンサルタントに対し損害賠償を請求すること、それをしない、出来ない場合は、市長及び課長に損害賠償と処分を求めるべきである。

第5 監査対象事項

職員措置請求書の記載事項及び請求人の陳述等により、監査対象事項については次のとおりと認められた。

- (1) 令和4年度西武14号橋詳細設計修正業務において、技術基準を誤って理解したため、本来、支持層とすべき正しい位置よりも1.25m深い位置でボックスカルバート工事を計画したため、西武14号橋架け替え工事が過大で不経済な誤った工事であり、法第242条第1項の違法若しくは不当な契約の履行にあたるか。
- (2) 上記の契約の履行により、市に損害を与えたとして建設コンサルタントに対し損害相当額の損害賠償請求を求めること、それをしない、出来ない場合は市長及び課長に損害賠償と処分を求めることができるか。

第6 関係職員の証拠の提出及び陳述

1 証拠の提出

(1) 入間市職員措置請求に係る弁明書

2 陳述

関係職員の陳述及び弁明書の内容は、次のとおりであった。(要約)

職員措置請求の趣旨は、西武14号橋架け替え工事において、ボックスカルバートの設計が「正しい支持層」を理解せず、誤った設計をしたことにより1.25m深い位置で設計し、過大で不経済な工事となったとの主張である。しかし、「正しい支持層」と主張されている支持層の支持力は、文献より支持層としては適切でなく、本設計は誤りではないことを以下のとおり主張する。

(1) 設計の考え方について

- ①基本断面の設定・・・大沢川の既存砂防施設図面より基本断面を設定。
- ②橋梁としての余裕高・・・埼玉県砂防設計基準より余裕高を確保。
- ③護岸構造・・・上下流部は積ブロック構造の護岸が存在し、護岸の上には住宅が張り付いていることから、既設の護岸を極力取り壊さないこととし、ボックスカルバート内に護岸を設置することで既設護岸と擦り付ける設計とした。
- ④護岸構造と橋梁構造との位置関係・・・護岸は河川構造物、ボックスカルバートは道路構造物として考え、埼玉県砂防設計基準より、ボックス内の幅を決定した。
- ⑤ボックスカルバートの床付け位置の検討・・・ボックスカルバートの基礎地盤は、地質調査報告書の地層推定断面図より、左岸側のボックスカルバート床付け位置付近に、「正しい支持層」と主張するN値14～18の砂礫層が存在する。しかし、左岸側のみ見られるため不等沈下を起こす可能性があり、ボックスカルバートの様な薄い一面底版の構造物には大きな影響を与える事となる。そのため、本設計では、カルバート工指針及び一般的な引用文献を参考に検討した。

検討Ⅰ 砂礫層を基礎地盤とした場合の検討

参考文献：道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編（平成29年11月）に「粘性土層でN値20程度以上、砂層、砂礫層でN値30程度以上」と記載されており、計画地の砂礫層はN値が14～18であることから、支持層として使用することは不十分と考える。

また、仮に砂礫層を使用する場合、カルバート工指針（平成22年3月）《以下、カルバート工指針》P39解図3-3より置換えが必要になる。(砂礫層を砂質土として判断：参考資料_土の工学分類(砂質土・粘性土)土質試験の方法と解説_地盤工学会)

請求人は、カルバート工指針P75解表4-7を使用し、砂礫層の表記が無いことから、礫層を使用するとし、礫層の目安とする値のN値が表示されていないことから、許容鉛直支持力度を満たしていれば「N値は考慮しなくて良い」と主張され

ている。

しかし、参考文献として「小規模建築物基礎設計の手引き-日本建築学会」を確認すると、カルバート工指針P75解表4-7と同様の表4-4長期許容地耐力表には、礫層のN値が30以上と示されている。

以上のことから、砂礫層を支持層とした場合には、沈下の検討が必要となる。

検討Ⅱ 砂混じり粘性土を基礎地盤とした場合の検討

砂礫層の下層に存在する砂混じり粘性土層（N値21～36）で検討した場合、カルバート工指針P75解表4-7を使用し、粘性土地盤（非常に堅いもの）の目安とするN値を満たしていることから、許容鉛直支持力度が200kN/m²までであれば設置が可能となる。また、砂混じり粘性土層の沈下についてはカルバート工指針P74～75より「常時の最大地盤反力度を解表4-7に示す値程度に抑えれば、沈下の照査を省略してもよい。」と記載がある。

ボックスカルバートの地盤反力度の計算

令和2年度詳細設計：82.578kN/m²、令和4年度詳細修正設計：119.361kN/m²、

令和5年度詳細修正設計その2：112.369kN/m²

以上のことから、許容鉛直支持力度を満たすことから、砂混じり粘性土層をボックスカルバートの支持層として使用することは問題ないと考える。

結論

以上のことから、ボックスカルバートの支持地盤は、砂混じり粘性土層を選択することが最善と判断した。そのため、ボックスカルバートの敷高を砂混じり粘性土層まで下げる必要があり、ボックスカルバートの敷高が深くなることにより計画河床以深まで護岸を設置することとなり、併せて根入れ部分を確保した結果、今回の計画としたものである。

よって、今回の設計は過大かつ不経済ではなく最善の設計と考えるものである。

○カルバート工指針だけでなく各種参考文献を採用した理由は、西武14号橋は幹47号線に架かる橋であり、大型車両も含め交通量が多いこと、河川に近接して住居が建っていること等から安全性を確保するのに様々な角度から検討する判断材料とするためである。

第7 監査の結果

1 結論

本件措置請求書において、西武14号橋架け替え工事が過大で不経済な誤った工事であり、法に規定する違法若しくは不当な契約の履行にあたることの主張には理由がなく、措置の必要は認められないため、請求を棄却する。

2 判断の理由

(1) 監査対象事項(1)について

請求人の主張は砂礫層を支持層とすることで、「標準断面」での「正しい工事」となるという主張である。砂礫層を支持層とする理由として、カルバート工指針P75解表4-7を使用し、礫層には目安とするN値の記載がないため、N値は考慮しなくてよく、許容鉛直支持力度を満たしていれば砂礫層を支持層としてよいと判断したものである。

一方、市の主張は、カルバート工指針及び参考文献から許容鉛直支持力度とN値を考慮し、砂礫層ではなく砂混じり粘性土層を支持層と判断したものである。

請求者の主張は、カルバート工指針に記載された一つの表のみで支持層を判断しており、橋の使用状況、周辺の状況について一切考慮されていないが、市の主張では橋の使用状況、周辺の状況からカルバート工指針だけでなく参考文献から支持層を判断したものである。

このことから、今回の設計は、市が市民生活の安全安心を守るため様々な資料を用いて判断した結果であり、請求人が主張する「誤った設計による過大で不経済な工事」とは認められないことから、違法若しくは不当な契約の履行にはあたらないと判断する。

(2) 監査対象事項(2)について

住民監査請求は、違法若しくは不当な契約の履行があると認めるときは、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求するものである。

前述のとおり、違法若しくは不当な契約の履行はないことから、その行為を前提とする損害賠償と処分を市長及び課長に求める請求人の主張には理由がない。

以上により、本件措置請求には理由がないので、「1 結論」のとおり判断する。